



朝夕涼しくなり、過ごしやすいく頃となりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は厳しい状況が続いており、感染力の強いデルタ株は、私たちがこれまでに闘ってきたウイルスとは別物であると感じる程の勢いで感染拡大をもたらしています。家庭内感染が増えているため、ウイルスをご自宅に持ち帰らないことが重要です。ワクチン接種を済ませられた方も、重症化予防にはなるものの感染する可能性は残りますので、引き続き、徹底した感染予防対策をお願いいたします。

さて、広報たからづか 10月号の特集は、「ヤングケアラー」を取り上げました。これまで家事や介護、育児などのサポートを日常的に行っている子どもたちは、家のお手伝いをする良い子であると認識されてきました。しかし、それがお手伝いの範囲を超えると、過剰な負担を子どもに強いることになります。子どもが家族の世話のために学校に行くことができなかつたり、勉強をする時間がなかつたりして、自由な時間が奪われ、その子が選んでくるはずであった未来を閉ざされかねません。その一方で、子どもたちのサポートがないと生活ができない家庭には、他の方法でのサポートを用意しなければなりません。ヤングケアラーの問題解決には、家族全体への支援が必要です。本市では、小学3年生から中学3年生までの子どもたちに対し、毎年「こころとからだのアンケート」を実施するとともに、全ての児童生徒に対して個別面談を行い、ヤングケアラーの早期発見に努めています。また、教職員を対象とした研修などにより、子どものさまざまな思いや状況を理解し、子どもに寄り添って適切に対応できるよう取り組みを進めています。身近にいる子どもがヤングケアラーかもしれ

ないと感じられた場合は、本誌7面にある相談窓口どちらにご相談いただいても、市役所や関係各所が連携して対応します。周囲の大人たちが見守り、ともに協力することによって、その子の子どもらしい生活と未来を取り戻しましょう。

宝塚市長 山崎清恵

「OPEN! みんなで話そう! やまさき市長とともに」～市民の皆さんの生の声をお聴かせください～ ID1043526

協働のまちづくりをより一層推進するため、市民の皆さんと市長、担当部局によるテーマに沿った意見交換会を開催します。山崎市長の就任に伴い、名称を「市民と市長のテーブルトーク」から「OPEN! みんなで話そう! やまさき市長とともに」にリニューアルしました!

皆さんの参加をお待ちしています。今回は新型コロナウイルス感染対策のため、定員を設け事前申し込み制とします。

テーマ:「宝塚市の救命率の向上に向けて」

対象 市内在住・在勤・在学の人

日時 11月14日(日)10時～11時半

場所 中央公民館 203・204学習室

申し込み 10月4日(月)～15日(金)に電話またはメールで消防本部救急救助課へ。

※一時保育(1歳以上)、手話通訳・要約筆記あり(要予約)

消防本部救急救助課(☎73・1944 FAX77・3951

✉m-takarazuka0280@city.takarazuka.lg.jp)

先着 15人



市長出演番組「まちづくりゆめづくり～市長と語りましょう～」10月3日(日)8時半～9時/再)10月10日(日)8時半～9時

テーマ:コロナ禍での園芸について

ゲスト:阪上 和彦さん(宝塚山本ガーデン・クリエイティブ(株)代表取締役)

12月31日まで傷病手当金の適用期間を再延長します

ID1037715

感染などにより働けなかった被用者に支給する傷病手当金について、適用期間を12月31日(金)まで延長します。対象者や支給額などについて、詳しくは市ホームページをご覧ください。

国民健康保険については、国民健康保険課(☎77・2063 FAX77・2085)

後期高齢者医療制度については、医療助成課(☎77・9103 FAX77・2085)



詳しくはこちら

11月30日まで生活困窮者自立支援金の申請受付期間を延長します ID1042447

対象者 以下の1～6の全ての要件を満たす人。

- 1 社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付の借入月が11月までに終了する世帯など
- 2 世帯の主たる生計維持者
- 3 申請月の申請者の世帯の収入額が、①市民税の均等割が非課税となる収入額を12で割った額(基準額)+②住宅扶助基準額の合計額以下
- 4 申請日の申請者の世帯の資産額が、上記3の①の6倍以下(3、4についての本市の上限額:円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
3 収入合計	124,000	178,000	224,000	266,000	307,000
4 資産額	504,000	780,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

- 5 公共職業安定所で求職活動を行うこと、または就労困難な場合は生活保護の申請を行うこと
- 6 すでに生活保護費または職業訓練受講給付金を受給していないこと

せいかつ支援課(☎62・8077 FAX72・8086)

支給額(月額)

単身世帯 = 6万円、2人世帯 = 8万円、3人以上世帯 = 10万円

受付期間

11月30日(火)まで ※延長しました。

支給期間

申請月から最大3か月

受付場所

市役所2階 せいかつ支援課  
※電話で事前予約が必要



詳しくはこちら